整理番号	９－３－４	相談レベル	３
分　類	母子保健		
項　目	医療費の助成など		
内　容	ひとり親家庭の医療費		

１　想定される質問の背景

○ 離婚して一人で子供を育てている。医療費が家計の負担になっている。

２　基本的な質問と回答

相談者　離婚したり死別してひとりで子供を育てている家庭への医療費補助はありますか？

回答者　母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭の方が医療機関で診療を受けるときに、医療保険で支払う自己負担分を助成するひとり親家庭等医療費助成事業制度があります。詳しいことは市区町村にお問い合わせください。

⇒　市区町村　　１３－５－１へ

相談者　対象となるのはどんな場合ですか？子供だけではなく養育者の医療費も対象ですか？

回答者　市町村によって多少要件が異なりますが、一般的には、対象となる方は、次のいずれかに該当する１８歳に達した年の最初の３月３１日までの児童とその養育者です。①父または母が死亡した児童、②父母が離婚した児童、③父または母が重度以上の障害の状態にある児童、④父または母が引き続き１年以上遺棄している児童、⑤父または母が法令により１年以上拘禁されている児童、⑥母が婚姻によらないで出産し、父から扶養されていない児童。

相談者　助成の要件は何ですか？

回答者　助成の要件は、①当該市町村内に住所を有する人、②国民健康保険または社会保険に加入している人、③生活保護法による保護を受けていない人、④本人、または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人です。手続は市区町村の児童福祉所管課に申請してください。

メモ欄